

- ア 基点1から天草郡御所浦町黒島北東端を見通した線上、基点1から1,700メートルのところ
- イ 基点2から天草郡御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点2から900メートルのところ
- (4) 葦北郡津奈木町地先(火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先)
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 葦北郡芦北町松ヶ鼻(葦北郡芦北町と同郡津奈木町との境界より東へ130メートル)
- 基点2 葦北郡芦北町木島南端
- 基点3 葦北郡津奈木町沖の島北西端
- 基点4 葦北郡津奈木町隠瀬崎北西端
- 基点5 水俣市西湯の児岬突端
- ア 葦北郡芦北町と同郡津奈木町との境界福浦川尻中央点
- イ 基点1から真方位351度20分、354メートルのところ
- ウ 基点1から真方位351度20分、1,590メートルのところ
- エ 基点2から真方位180度、181メートルのところ
- オ 基点3から真方位0度、181メートルのところ
- カ 基点3から真方位330度、200メートルのところ
- キ 基点3から真方位255度、545メートルのところ
- ク 基点4から真方位290度、2,090メートルのところ
- ケ 基点4から水俣市西湯の児岬を見通した線上、基点4から800メートルのところ
- (5) 天草郡河浦町崎津地先
次の基点1と基点2を結んだ線以東の水域において、基点1と基点2を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 河浦町と天草町との海岸線おける北側境界
- 基点2 河浦町と天草町との海岸線おける南側境界
- (6) 天草郡河浦町宮野河内地先及び新和町地先(天共第10号共同漁業権漁場内河浦町宮野河内地先及び新和町地先)
次の基点1とア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点5を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第179号(牛深市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における境界)
- 基点2 熊本県漁場基点天第181号(天草郡河浦町上の島灯台)
- 基点3 熊本県漁場基点天第183号(天草郡河浦町宮野河内女岳押落し鼻東端)
- 基点4 熊本県漁場基点天第215号(本渡市と天草郡栖本町との海岸線における境界船瀬鼻南端)
- 基点5 本渡市と天草郡新和町との海岸線における境界
- ア 基点1と天草郡河浦町産島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ10度43分の線と天草郡新和町立の鼻から天草郡河浦町上馬刀島西端を見通した線が交わるところ
- イ 基点2と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点2を基点として右へ17度、300メートルのところ
- ウ 基点3と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ354度10分、1,800メートルのところ
- エ 基点3と鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分、2,000メートルのところ
- オ 天草郡新和町立の鼻から天草郡御所浦町葛籠島山頂を見通した線上、立の鼻から1,260メートルのところ
- カ 基点4から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点4から900メートルのところ
- キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から540メートルのところ
- ク 本渡市上血塚島西端から真方位244度、540メートルのところ
- ケ 檜浦北の鼻から真方位305度、180メートルのところ
- コ 本渡市楠浦町観音東端から檜浦西の鼻を見通した線上、観音東端と檜浦西の鼻との中央点
- サ 基点5から真方位105度の線が対岸に至る線上、基点5と対岸との中央点
- 2 指示の有効期間
平成15年8月1日から同年12月31日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第117号

しいらづけ漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成15年7月23日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

1 指示区域

牛深市魚貫町権現山山頂から牛深市魚貫町遠見山山頂を見通した延長線以南の天草海に